

○総務省令第百十四号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）及び医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第四条第一項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

総務大臣 藤井比早之

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<u>第二条の二</u> 削除 (令第二条第一項第七号口の総務省令で定める者) 第二条の二の二 令第二条第一項第七号口の総務省令で定める者は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第一項第九号口に規定する厚生労働省令で定める者とする。 (令第四十二条第一項第十一号口の総務省令で定める者) 第二条の九の二 令第四十二条第一項第十一号口の総務省令で定める者は、健康保険法第三条第一項第九号口に規定する厚生労働省令で定める者とする。 (医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等に委託する事務) 第二条の十 [略] [2・3 略] 附 則 (令附則第四条第一項の総務省令で定めるもの) 第八条 令附則第四条第一項の総務省令で定めるものは、健康保険法附則第八条の三の二第一項に規定する最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものとする。 第九条 前条の規定は、令附則第五条において令附則第四条の規定を準用する場合について準用する。	(令第二条第一項第七号口の総務省令で定めるもの) <u>第二条の二</u> 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「令」という。)(第二条第一項第七号口の総務省令で定めるものは、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第一項第九号口に規定する最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものとする。 (令第二条第一項第七号ハの総務省令で定める者) 第二条の二の二 令第二条第一項第七号ハの総務省令で定める者は、健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。 (令第四十二条第一項第十一号ハの総務省令で定める者) 第二条の九の二 令第四十二条第一項第十一号ハの総務省令で定める者は、健康保険法第三条第一項第九号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。 (社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務) 第二条の十 [同上] [2・3 同上] 附 則 [新設] [新設] [新設]
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。